

5 大 田 勤 議 員



- 1 泊原子力発電所運転停止の判決を重く受け止め攻撃の対象となる危険な原発は廃炉に
- 2 水田活用交付金の見直し撤回で減反に見合う予算の確保と農家の経営を守れ
- 3 地方創生臨時交付金の活用で就学援助の基準緩和を

1 泊原子力発電所運転停止の判決を重く受け止め攻撃の対象となる危険な原発は廃炉に

岸田政権は7日、ロシアのウクライナ侵攻、侵略によるエネルギーの価格高騰などを口実に原子力を最大限活用するとし、従来の原発依存度を低減するという方針を覆した。さらに原子力規制について新たに厳正かつ効率的な審査を進めると、原発審査の促進に言及したと報道された。最大限活用の方針の下、原発再稼働の前提となる審査を行う原子力規制委員会での審査を早く進める効率化を求めています。

福島第一原発事故の原因究明もされていない中で、事故がなかったような対応に住民の安全・安心を守る町長は方針転換をどのように受け止めているのか。

東日本大震災後の2011年11月に、泊原発1号機から3号機までの廃炉や運転の差し止めを求めて道内の住民らおよそ1,200人が提訴した泊原発廃炉訴訟。住民の提訴から10年以上たち、札幌地裁は本年1月、北海道電力の立証を待たずに審理を打ち切った。谷口哲也裁判長が、被告は1から3号機を運転してはならないとの判決を下し、原告側にいつ明確になるか分からない、あるいは変更され得る北電側の主張に延々と対応することを余儀なくするもので、訴訟上、正当化することは難しいと断じた。

原発の安全性に対する取り組みへのあまりにも不誠実な北電の姿勢が厳しく断じられた判決だと思いませんか。

2013年7月8日、新規制基準は東電福島第一原発事故の教訓を踏まえて作られた。電力会社に委ねていた重大事故対策を義務付けたほか、地震や津波への備えも大幅に強化した。各社は新基準に適合させるため安全対策を進め、準備が整った4社が10基で申請をした。午前9時半に北海道電力が泊原発1から3号機を皮切りに申請したが、1、2号機の炉心溶融など過酷事故対策の評価に、構造が異なる3号機のデータを流用したことが問題視され、明確に準備不足で審査に入れる状況にないと突き返される。同じデータでの流用で最初からつまずいた。2018年、3号機の非常用ディーゼル発電機でケーブル端子の接続の不備が9年以上放置されていた。2019年、泊発電所の放射性廃棄物処理建屋から放出

している気体廃棄物の放出量の算定を1号機の試運転開始時から31年も誤って報告していた。2021年、5年8カ月ぶりで再開した火山対策審査でも5年前の資料を古いまま提出した。この間の新たな火山学の知見は全く反映されず、規制委は、安全性追求の姿勢に欠けると反発。規制委は度重なる北電のこうした人的事故に北電の安全意識の低さが原因として企業体質改善まで求めている。安全性を追求する姿勢に欠けると言わざるをえない。

原発を運転する資質、管理能力が欠落しているのではないのか。

こうした北電の姿勢を町長はどのように受け止めているのか。

泊原発運転差し止め判決について元裁判官樋口英明氏が、泊原発は2013年7月に規制委に審査を申請し、6年近く経ってもまだ合格していない。私は規制委は電力会社寄りだと思っているが、その規制委を相手に9年かけても安全性を立証できないなどというのは異常だ。今の規制委の審査のやり方なら3年待てばいい。3年で説得できないならば、そのこと自体がかなり危ないことを示している、と報道されている。当社はこれまで、泊発電所の安全性等、理解を得られるように説明を重ねてきたが、原判決は当社の主張をご理解いただかず誠に遺憾であり、到底承服できるものではないことから控訴した、と報道されている。

1から3号基の運転差し止めを命じた札幌地裁判決の翌日、木村町長は、地域経済に寄与しているだけに、規制庁を納得させる努力を続けてほしいとコメントしているが、安全協定を結ぶ岩内町は、住民の不安に真摯に向き合うことなく安全性の立証を先延ばししつづけた北電の姿勢にこそ遺憾の意を示すべきではないのか。

ロシアによるウクライナへの侵略戦争で、2月24日、攻撃開始日に、原発施設の警備隊と戦闘を繰り広げた後、施設を掌握。3月4日、ウクライナで最大規模のザポリージャ原子力発電所がある町に多数のロシア軍の戦車が侵入し、発電所に向かう道路で戦闘が起きたと報道された。ジュネーブ条約の第56条で、原子力発電所などへの攻撃は国際法やジュネーブ条約第一追加議定書56条1項の明確な違反。原発が攻撃されたが間一髪で核の大惨事を免れた。原子力規制委員会の更田豊志委員長は3月16日の記者会見で、国内の原発の安全対策が武力攻撃を想定していないことに関連し武力攻撃に対して堅牢性を持つ施設という議論は計画もしていないし、事実上無理、一定程度以上の威力の攻撃を考えたら、守りようがないとの認識を示している。

岸田政権は原発の最大限活用方針の下、原発再稼働の前提となる審査を早く進める効率化を求めています。今やるべきことは再稼働ではなく攻撃の対象となったら守りようがない危険な原発は廃炉にと明確に表明し、町は行動すべきではないのか。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、原子力エネルギー方針転換の受け止めについてであります。

令和4年6月7日に、経済財政運営と改革の基本方針2022が閣議決定され、その中で原子力エネルギーについては、安全最優先の原発再稼働、厳正かつ効率的な審査を含む実効性のある原子力規制や、道路整備等による避難経路の確保等を含む、原子力防災体制の構築を進めるということが盛り込まれており、エネルギーの安全保障の観点から、現内閣による重要な政策決定が示されたものと認識しております。

2 項めは、あまりにも不誠実な北電の姿勢が厳しく断じられた判決ではないか、についてであります。この度の札幌地方裁判所の判決につきましては、訴訟の当事者でないことから、申し上げる立場にはありませんが、北海道電力においては、原子力規制委員会による審査会合への対応も含め、真摯な対応を強く求めるところであります。

3 項めの原発を運転する資質、管理能力が欠落している北電の姿勢の受け止めについてと、4 項めの、住民の不安に真摯に向き合うことなく安全性の立証を先延ばしし続けた北電の姿勢にこそ、遺憾の意を示すべきでは、については関連がありますので、併せてお答えいたします。

原子力発電につきましては、最新の知見を取り入れ、反映するバックフィット制度によって、不断に安全性向上の取り組みがなされるべきものと考えており、先の審査会合における北海道電力の対応等、町としましても大変遺憾であることから、私から直接、北海道電力泊原子力事務所長に対し、申し入れており、また、原子力規制委員会と北海道電力との意見交換では、規制委員会からは、人材拡充のほか、これまでの審査会合の対応などの言及がなされ、それに対し、北海道電力からは反省点を洗い出し、意思決定を迅速に進めるなどの回答があったと、承知しております。

原子力発電所の安全の追求に妥協は許されず、町からの要請、規制委員会からの言及に対し、北海道電力においては、真摯に対応することが事業者としての責務であると考えております。

5 項めは、今やるべきことは再稼働ではなく、攻撃の対象となったら守りようがない危険な原発は廃炉にと、明確に表明し、行動すべきでは、についてであります。

原子力発電所への武力攻撃事態等につきましては、自衛隊による活動のほか、武力攻撃事態等及び、存立危機事態における、我が国の平和と、独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律などの枠組みの中で、関係機関が連携し対処することとされており、原子力発電所の再稼働については、我が国におけるエネルギー政策上の位置づけなども踏まえながら、国及び事業者において適切に判断されるべきものと考えております。

< 再質問 >

先の審査会合における北海道電力の対応等、町としましても大変遺憾で、直接北海道電力泊原子力事務所長に対し申し入れてきた。再稼働については、国及び事業者において適切に判断すべきものと考えていると答弁しています。

北電が再稼働を申請したのが13年、しかし北電は安全性を説明できない。そこで、規制委が今年3月審査合格のための論点を北電に示し、これにあった対応を求めています。いわば問題と答えのすり合わせという前代未聞の審査。これは日本共産党笠井亮衆議院議員の質問です。規制委の更田委員長は北電の特別扱いを正直なところ手取り足取り感は出ている、泊スペシャルではあると認めています。これは更田委員長の記者会見です。これは19日、赤旗日曜版に掲載されています。

17日、東京電力福島第一原発事故の避難者らが国に損害賠償を求めた集団訴訟で、津波の規模が想定を超えるものだったから、対策を取っても被害は防げなかった、という判断。国策民営で行われてきた原発行政、安全対策が想定外で免罪されるなら安全に対して責任を取らない原発の再稼働など論外です。国は想定外で責任を取らない原発、新規制基準に合格できず規制委から特別扱いを受ける泊原発の再稼働を、住民の安全、安心に責任を持つ町長は再稼働に固執するのではなく、安心な自然エネルギーへの転換を北電に申し入れるべきではありませんか。

【答 弁】
町 長：

6月7日に、経済財政運営と改革の基本方針2022が閣議決定され、その中で原子力エネルギーについては、安全最優先の原発再稼働、厳正かつ効率的な審査を含む実効性のある原子力規制や、原子力防災体制の構築を進めるということが盛り込まれており、エネルギーの安全保障の観点から、北海道電力においては、真摯に対応することが事業者としての責務であると考えております。

また、再生可能エネルギーについては、第6次エネルギー基本計画において、原子力については安全を最優先し、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減するという方針を示していることから、事業者においても、そうした方針に準じて対応すべきものと考えております。

2 水田活用交付金の見直し撤回で減反に見合う予算の確保と農家の経営を守れ

農林水産省が2022年度予算案で、水田活用の直接支払交付金の条件を厳格化すると打ち出し、現場の農家や農協で混乱が広がっている。畔や水路がなく水張りができない水田や2026年産までの5年間で、稲作のため一度も水張りを行わない農地は、交付対象から除外する。多年生牧草が対象の助成は、種まきをせず収穫のみを行う年については、現行の10アール当たり3万5千円から同1万円に減額。飼料用米の複数年契約への加算も廃止するものです。米が余っているからと、国の言う転作で生産調整に協力し、農地集積せよと言われて、畔がない農地も借りて耕作をしてきた。国は転作政策をすすめておいて、いまさら何を言い出すのか、と農業者は憤慨しています。水田活用の直接支払交付金を岩内町農業再生協議会23戸が交付を受けています。

制度が始まる前の町の水田作付面積は。

現在の水田作付面積は。

制度活用で交付金を受けた現在の対象品目と品目別の作付面積は。

交付対象水田で畔や水路がなく水張りができない転作水田面積は。

交付対象水田の縮小は、転作したら補助金をやると言われて転作したのに、5年のうちに水田に戻さなければ対象から外すというもので、農家にとっては純粋な減収になります。

減収となる交付金活用農業者の推計額とその影響は。

農村環境の保全活動を支援し、農地・水の保全活動に加え、農地法面の草刈りや水路の泥上げなどの共同活動を行う2組織に昨年は314万7,408円を交付。また、農業条件が不利な中山間地域の農業生産活動を支援し、農地が持つ多面的機能の維持・発揮をはかるため2戸の農家に交付金で支援したり農業と農地を守る取り組みをしています。

中山間地域の条件不利農地を守るために耕作しているが、交付金が出なくなれば誰も引き受けず、離農や耕作放棄地が増加するのではないのか。

多年生牧草への助成は、種まきをせず収穫のみを行う年は現行の10アール当たり3万5千円から1万円に減額は、何年も牧草を作って来て、今さら水張りできない、交付金の減額となれば牧草の経営が成り立たず、粗飼料の安定供給の継続ができないと現場の声は深刻です。

平成26年から農林水産省の農業生産調整に協力して転作を受け入れてきた。畔や用水路など整備はしてあり、一部は可能だが、長年の転作で、耕作地に水張りをしたからと言っても、すぐに田んぼに戻すことは簡単にはいかない、などの現場の声を受け止め、町はどのように対応をしているのか。

新型コロナの感染拡大による需要消滅でコメの民間在庫が4か月連続で300万トンを超え、卸業者が農家からコメを買い入れられない状態にある。農家に減産を押し付けながら外国から77万トンものミニマムアクセス米の輸入は止めず、国内農家のみに減反、転作を強いて米の生産を抑え需要対策をしてきました。交付対象水田から除外された農地は担い手が引き受けず、離農が進んで農地の引き受け手もいなくなり耕作放棄地が増える事になります。

農業者支援を行ってきた町として条件の厳格化をどのように受け止め、対応をしていくのか。

2022年6月3日農業協同組合新聞には自民党農業基本政策検討委員会で水田活用交付金の交付対象水田の見直しについて、現場からの意見や要望について

中間とりまとめを公表した。交付対象でなくなれば離農や耕作放棄地が増えると懸念する声が噴出と報道されている。

長年、政府の減反政策に協力してきた農家に一方的に交付金カットは許せません。定着している転作がダメになり、多年生牧草が1万円に減額されたら継続が危ぶまれます。水田活用の直接支払交付金の見直しを中止し、減反拡大に見合う予算を確保するよう農業協同組合と共に、道や国に強く働きかけることが必要ではありませんか。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、制度が始まる前の町の水田作付面積と現在の水田作付面積は、についてであります。

現行の水田活用の直接支払交付金制度が始まった以前の平成25年度の水田作付面積は1万4,341アールで、直近の令和3年度の水田作付面積は1万3,395アールであります。

2 項めは、制度活用で交付金を受けた現在の対象品目と品目別の作付面積は、についてであります。

令和3年度において交付金が交付された品目及び作付面積は、牧草が3,441アール、小麦が917アール、加工用米が839アール、南瓜が290アール、馬鈴薯が25アールであります。

3 項めは、交付対象水田で畔や水路がなく水張りができない転作水田面積は、についてであります。

交付対象水田で畔や水路がなく、水張りができない水田の制度上の取扱いについては、平成29年に農林水産省より制度上の対象水田とはならない旨の通知があったことから、その際に、町及びJAきょうわ職員による現地確認と農業者からの聞き取りを実施し、本町にはそのような水田はないことを確認しております。

4 項めは、減収となる交付金活用農業者の推計額とその影響は、についてであります。

今回の見直しによる影響額については、農業者の今後の水稻や転換作物の作付意向などによって大きく異なることから、現時点では把握できておりません。

5 項めの、中山間地域の条件不利農地を守るために耕作しているが、交付金が出なくなれば誰も引き受けず、離農や耕作放棄地が増加するのではないのかについてと、6 項めの、現場の声を受け止め、町ではどのような対応をしているのかについては、関連がありますので併せてお答えします。

今回の制度見直しについては、農業者への交付金の減少にとどまらず、賃貸借農地の返還による耕作放棄地の増加など、地域の農業に様々な影響を与えかねないものと考えており、関係機関・団体と連携しながら、水田農業の活性化や体質強化に向けた課題を共有し、継続的に対応策等の検討をしているところであります。

7 項めの、農業者支援を行ってきた町として条件の厳格化をどのように受け止め、対応をしていくのか。についてと、8 項めの、水田活用の直接支払交付金の見直しを中止し、減反拡大に見合う予算を確保するよう農業協同組合と共に、道や国に強く働きかけることが必要ではありませんか、については、関連がありますので併せてお答えします。

今回の制度見直しにより、北海道において関係機関や団体で構成された連絡会議を立ち上げ、道内の各地域が抱える課題の把握やその対応策について検討をすることとしております。

今回の見直しについて国は、今後5年間で現場の課題を検証しながら見直しを進めることとしており、JAきょうわにおいては、組織の母体である北海道農業協同組合中央会が連絡会議の構成員となっているため、随時意見を申し入れているほか、町といたしましても、町、農業委員会、JAきょうわで構成している岩内町農業再生協議会において、地域における課題などを取りまとめ、意見を申し入れるなど、各関係機関から連絡会議へ意見を集約させ、地域の実情に即した制度の運用や必要な予算の確保などを求めてまいります。

< 再 質 問 >

今回の制度見直しで農業者への交付金の減少にとどまらず、賃貸借農地の返還による耕作放棄地の増加など地域の農業に様々な影響を与えかねないとしています。水田活用交付金の見直しを撤回させ、農業者の立場に立って奮闘すべきと思います。

町長の思いは。

【答 弁】

町 長：

国は今回の見直しについては、今後5年間で現場の課題を検証しながら見直しを進めることとしており、町といたしましては、農業者から地域における課題などを改めて聴取し、北海道における連絡会議へ意見を集約させ、地域の実情に即した制度の運用と必要な予算の確保などを求めてまいります。

3 地方創生臨時交付金の活用で就学援助の基準緩和を

親などが貧困の状態にある家庭で育つ18歳未満の子の割合を示す日本の子どもの貧困率は13.5パーセント、約7人に1人の子どもが貧困ラインを下回っている。中でも深刻なのがひとり親世帯です。貧困率は48.1パーセント、ひとり親家庭の半数の子どもたちが貧困状態にあると厚生労働省国民生活基礎調査が示している。国は地方創生臨時交付金について道内市町村に226億円を決定し通知した。

岩内町への令和3年度分、令和4年度分の各年度分と合計交付額は。

コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策の内容は。

地域の実情に応じたきめ細かな生活困窮者対策の実施、真に生活に困っている方々への支援措置の強化での町の具体的取り組みは。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業費交付金として1世帯児童1人当たり5万円の300万円計上。

支給対象となる世帯要件と対象世帯数は。

厚労省はプッシュ型で支給としているがプッシュ型とは。

対象児童を養育するもので令和4年度住民税均等割が非課税の世帯。直近で収入が減少した世帯についても可能な限り速やかに支給と対応を指示しているがこうした世帯は要申請になっている。周知方法は。

対象世帯や児童への支給漏れのないよう的確な対応を求めます。

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金で、家計急変で受給資格があるにも関わらず申請が無いことにより受給できていない世帯に対して、令和4年度課税情報を活用しプッシュ型給付を行うという形での運用改善を図ることになっているがこうした対応はできているのか。

学校教育法第19条において、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない、とされている。

町の就学援助の対象者として要保護者・準要保護者対象の実数は把握しているのか。

準要保護者に対する就学援助は、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独での実施となった。

町も補助対象品目や入学前の支給など必要な援助に取り組んでいるが文科省が示す14対象品目は対応できているのか。取り組まれていない品目はあるのか。

就学援助準要保護認定基準係数は各町村が算定し世帯全員の総所得金額が生活保護算定基準の何倍以下での世帯を対象としています。北海道教育委員会が共産党道議団に就学援助の各市町村の基準を明らかにしました。北海道の就学費基準係数は平均1.28倍です。

町の基準係数は何を基準に決めているのか。

小樽・後志管内では1.3倍が12市町村。1.2倍が赤井川、古平、泊、岩内です。北海道就学費基準の平均1.28倍まで引き上げるべきではないのか。

令和3年町の事務に関する説明書で町内小学生453名、中学生244名、18歳以下も含め準要保護対象者数は。

令和4年度課税情報を活用しプッシュ型で準要保護者を把握すべきではないのか。

住民税非課税世帯など生活困窮世帯は捕捉できていると思いますが申請主義での準要保護世帯の捕捉率は。

町は、基準係数を近隣町村も参考としながら決定していると社会文教委員会で答弁していますが低い基準に合わせるのではなく、子どもの貧困対策として係数を決めるべきではないのですか。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能な事業例に提示された雇用維持・雇用機会の確保、困窮者支援等、町は生活困窮支援に対する事業に取り組んでいますが、事例は、コロナ禍において、活用可能な事業の一部をまとめたものであり、交付対象は記載の事業に限りません。各自治体の判断により、地域の実情に応じて必要な取組を行ってくださいとあり、コロナ禍で生活に困窮する子供の貧困対策として準要保護世帯への就学費基準を緩和するよう求め所見を伺います。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、令和3年度分、令和4年度分の各年度分と合計交付額について、であります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分につきましては、本年4月に新たに創設されたものであることから、令和3年度の交付は無く、令和4年度は、8,510万6千円が交付される見込みとなっております。

2 項めは、コロナ禍での原油価格・物価高騰等総合緊急対策の内容及び生活困窮者への町の具体的な取り組みについて、であります。

原油価格や物価の高騰により、経済的に厳しい環境に置かれた生活者や中小・小規模事業者等に対する支援として、物価高騰による影響を緩和するための対応を、緊急かつ機動的に実施するとともに、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとするため、国は、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を策定しました。

この総合緊急対策は、4つの柱からなっており、第一の柱は、原油価格高騰対策、第二の柱は、エネルギー、原材料、食料等の安定供給対策、第三の柱は、新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等、第四の柱は、コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援とされております。また、第四の柱の物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援については、大きく3つの対策に分かれており、1つめは、生活困窮者等支援として、生活困窮者支援策の申請期限の延長や学校給食等の負担軽減等などの施策、2つめは、孤独・孤立対策として、孤独・孤立対策や困窮者支援に取り組むNPO等の支援などの施策、3つめは、地方公共団体の実施する対策への支援として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充による、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の創設などの施策とされております。

次に、生活困窮者への町の具体的な取り組みについてであります。

国の、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策により、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、町では、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金や、税情報等による運用を改善した、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の実施に向けて準備を進めているところであります。

さらに、これまで実施してきた国や道、町における各種のコロナ対策を整理した中で、まずは、灯油費も含めて物価高騰の影響を受けている高齢者に対し、生活支援を目的とした、高齢者生活応援クーポン事業の実施に必要な費用について、本定例会に補正予算案を提出したところであります。

今後におきましても、灯油費や物価高騰の動向に注視し、北海道が新たに創設する市町村高齢者世帯等生活支援事業費補助金の活用を視野に、灯油費などの物価高騰に対する支援について検討して参ります。

3 項めは、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給要件、対象世帯数及びプッシュ型支給についてであります。

本給付金のうち、低所得のひとり親世帯分については、北海道や市及び福祉事務所設置町村が実施主体となり、本町では、ひとり親以外の低所得の子育て世帯分について実施するものであります。

支給対象者は、令和4年3月31日時点で18歳未満の子の養育者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方のほか、新型コロナウイルスの

影響で家計が急変した方などであります。

また、予算積算にあたり、昨年度の支給実績等を参考に対象児童数を60人と見込んでおりますが、作業スケジュールにおいて課税情報等を基にした抽出作業がこれからであるため、現段階において正確な対象世帯数の把握は難しい状況であります。

次に、プッシュ型支給についてであります。本給付金におけるプッシュ型支給とは、支給に伴う申請等の手続きを不要とし、町から案内通知を発送後に児童手当等の支給口座へ振り込む支給方法であり、令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方などが対象となります。

4項めは、要申請者への周知方法についてであります。本給付金の支給要件において、高校生のみを養育している世帯や、直近で収入が減少した世帯等については、申請手続きが必要となることから、申請漏れなどがなく、町広報紙やホームページへ掲載するほか、防災行政無線による定期的な情報発信等により、周知徹底に努めてまいります。

5項めは、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の令和4年度課税情報を活用した運用改善への対応についてであります。

このたびの本給付金の運用改善により、これまで令和3年1月以降に収入が減少した家計急変世帯については、申請手続きが必要とされていましたが、令和4年度住民税確定後は、住民税均等割が非課税の世帯で本給付金が支給されていない世帯に対し、町からプッシュ型で確認書を送付することで、簡易な手続きにより支給を受けることを可能としたものであります。

こうした運用の見直しに伴い、町では本給付金に係る支給要綱を改正し、支給内容について町広報紙6月号に掲載したところであります。

また、令和4年度の課税情報が今月中旬に確定したことから、本給付金が確実に支給されるよう、現在、確認書の発送や支給に向けた準備を進めているところであります。

【答 弁】
教 育 長 :

6 項めの町の就学援助の対象者の実数の把握と、9 項めの18 歳以下も含めた、準要保護対象者数並びに課税情報の活用については、関連がありますので併せてお答えいたします。

要保護・準要保護対象者の実数の把握につきましては、世帯構成などのほかにも税情報の確認が必要となりますが、教育委員会が本人の同意を得ずに税情報を活用することはできないことから、町の公簿等による実数の把握はしていないものであります。

また、プッシュ型の活用による準要保護者の把握につきましても、他の法律の規定により新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用した一部の給付事業については、プッシュ型の活用も可能とされておりますが、これに就学援助制度は含まれておらず、今後も対象世帯からの申請書の提出をもって、認定作業を行ってまいりたいと考えております。

7 項めは、準要保護世帯に対する就学援助品目についてであります。

文部科学省が要保護者等に係る支援として補助対象としているのは、14 品目ありますが、このうち、本町におきましては、通学費及びオンライン学習通信費を除いた学用品費や給食費など、全12 品目について、支給しております。

現在、対象としていない品目のうち、通学費につきましては、バスなどの公共交通機関を使用して通学する児童生徒がいないといった地域の通学事情によること、またオンライン学習通信費につきましては、令和2年6月に国の補助対象品目として追加されたものであります。本町におきましては、児童生徒1人に1台配備しておりますタブレット型端末の導入初期でもあったことから、持ち帰りによる家庭での学習方法の定着なども、進んでいなかったなどの実状もあり、現在に至っているものであります。

コロナ禍における臨時休業時などの対応や、各学校の積極的な取り組みにより、現在は、各小中学校においても家庭へのタブレットの持ち帰りや、家庭学習等における活用方法も定着しつつあることから、今後は、他の自治体での導入事例や導入後の課題等も参考にしながら、オンライン学習通信費を対象品目に加えることを前提に、支給額の算出方法の詳細部分について、検討を進めてまいりたいと考えております。

8 項めは、基準係数の設定根拠と北海道基準までの引き上げについてであります。

就学援助制度につきましては、経済的な理由によって就学が困難であると認められる児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行うことで、等しく教育の機会を確保し、義務教育の円滑な実施を目的とするものであり、地方公共団体が必要な援助を与えなければならないと定めた学校教育法に基づく重要な教育施策の1つと考えております。

準要保護世帯としての認定につきましては、各世帯の収入状況の確認が必要となりますが、まずは生活保護基準の算出方法を基本とし、当該世帯の世帯員の数や個々の年齢区分のほか、住宅扶助の有無、あるいは小中学校別に教育扶助基準を加えるなど、様々な要素を勘案した上で生活保護基準という、いわゆる係数を乗じる前の基準額が算定される仕組みとなっており、ご質問にある基準係数については、この算出された生活保護基準に乗じる係数となっております。

この係数につきましては、国による生活保護基準の見直しの都度、現在の対象世帯の状況や係数を見直した場合の影響範囲、及びその度合い等を試算した

がら決定しているものであり、他の地域との基準のかい離等が大きく生じないよう、近隣町村の設定状況なども参考にしながら、最終的な基準を決定し、当該年度の予算措置を行っているものであります。

ご質問にあります近隣町村や北海道平均との比較につきましては、各自治体において先に述べました生活保護基準を算定する際の算出方法にも違いがあるものと考えており、本町においては、過去の国の生活保護基準見直しの際、認定を受けている世帯を含め、その影響が広範囲に及ばないよう、町独自の判断において、見直し前の基準を適用するなど、就学が困難な世帯の児童生徒の就学機会の確保に鋭意努めてきた経過もあり、こうした影響も、また、他町村との比較に影響しているものと考えております。

いずれにいたしましても、生活保護基準の大きな見直しが行われた平成25年度から8年以上が経過し、その間、コロナ禍による生活の変化や、社会情勢の動向も影響し、子育て世帯の生活環境も変化してきていることから、本町における就学援助制度につきましても、その算定方法や、係数の変更等も含めて、制度の見直しが一定程度必要と考えており、子育て世帯の生活状況を含め、地域の実情に合った制度設計となるよう、今後も、試算・検討作業を継続して行って参ります。

10項めは、準要保護世帯の捕捉率についてであります。

準要保護世帯の対象者の実数につきましては、6及び9項めでご答弁させていただきましたとおり、税情報等の確認が必要となることから、いわゆるプッシュ型のように、公簿等による機械的な抽出が難しいことから、捕捉率についても、算出できないのが実状であります。

参考までに現時点における本町の準要保護児童生徒数について申し上げますと、小学生86名、中学生46名の計132名。全児童生徒に対する割合は18.75パーセントとなっており、一方、令和2年度における全国平均の13.36パーセント、全道平均の15.84%と比べても、いずれも大きく上回っている状況となっております。

就学援助制度の申請につきましては、毎年度、当初に学校を通じて周知を行っているところでありますが、該当する世帯の申請手続き漏れなどを防ぐことが重要と考えており、教育委員会といたしましては、前年度に準要保護世帯の認定を受けている世帯からの申請が提出されていない場合などにおいては、学校を通じて保護者へ申請書の提出についての確認をするなどの対策を講じているところであり、また、申請書の提出先についても教育委員会へ直接提出することも可能とするなど、当該世帯の事情に応じた対応が可能となるよう、様々なケースも想定しながら円滑な事務手続きの遂行に努めております。

11項めは、子どもの貧困対策として係数を定めるべきではないか、についてであります。

子どもの貧困対策に係る取り組みといたしましては、本町における生活保護世帯数が、類似町村と比べてもその割合が極めて高いなど、地域としての特徴が存在するなどを鑑み、学齢児童生徒のみならず就学前児童を含めた、町全体としての取り組みが必要と考えております。

したがいまして、就学援助制度の制度設計につきましては、子どもの貧困対策という一面は持ちつつも、あくまでも教育に係る重要な位置づけとなる施策の1つであり、就学児童に特化した詳細な検討が必要となることから、経済的な理由によって就学が困難であると認められる児童生徒の保護者に対し必要な援助を行う、という事業趣旨に沿って、今後も基準係数の見直しを含めた適正な制度運用に努めてまいりたいと考えております。

12項めは、交付金を活用した準要保護世帯への就学費基準の緩和についてであります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用につきましては、長引くコロナ禍の影響を受けた住民税非課税世帯や低所得の子育て世帯、ひとり親世帯などを対象に、これまでも町が低所得者層に対する各種給付事業等を実施してきておりますが、これらの事業の実施にあっては、就学援助要綱に基づく準要保護世帯に属する世帯のうち一定程度の割合の世帯も、交付金を活用して実施された各種交付金給付金事業の対象となっているものと考えております。

また、就学援助制度の実施につきましては、事業を安定的に継続していくことがより効果を生み出すものと考えており、教育委員会といたしましては、就学援助制度の事業趣旨からも、特定財源に頼らない継続的な予算の確保による安定的な実施が望ましいものと考えていることから、準要保護世帯対象に特化した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用については、想定していないところであります。

< 再 質 問 >

準要保護世帯認定については、様々な要素を勘案した上で生活保護基準係数を乗じる前の基準額が算定される仕組みとなっている。この係数は国による保護基準の見直しの都度、試算しながら決定しているとしました。

大きな見直しから8年以上が経過し、制度の見直しが一定程度必要と考えたと答弁しています。

岩内町就学援助要綱認定基準は、児童及び生徒の保護者と同一生計世帯の世帯員全員の前年所得額の合計が、当該年度需要額1.2倍未満の者を対象とする、としています。2018年10月から段階的に減額してきた生活保護費です。就学援助の認定基準は生活保護の金額に準じて算定されます。国が昨年度から生活保護基準の連続改悪を進めている中で、そのまま適用すれば認定基準も引き下げられてしまい、対象者が狭められることになってしまいます。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、生活が困窮する人が増える中、要綱は当該年度需要額1.2倍未満の者と規定しています。全道平均の1.28倍では困窮支援にはなりません。全道では1.4倍が6市町、1.5倍が12市町など困窮世帯に合わせて独自に設定しています。

町も援助要綱を見直し、困窮世帯に合わせた制度設計となるよう基準係数を早急に変える必要があるのではありませんか。

【答 弁】

教 育 長：

基準係数については、一定程度の見直しが必要と認識しているところであり、併せて、現行の生活保護基準の算出方法への見直しも必要と考えております。

いずれにいたしましても、経済的な理由によって就学が困難であると認められる児童生徒の保護者に対し必要な援助を行う、という事業趣旨に沿った、地域の実情に見合う制度設計となるよう、見直しを行ってまいります。